

令和6年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和6年3月5日（火曜日）

○日時 令和6年3月5日 午前10時03分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第16号 令和5年度網走市網走港整備特別会計補正予算
3. 議案第17号 令和5年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
4. 議案第20号 令和5年度網走市水道事業会計補正予算
5. 議案第21号 令和5年度網走市簡易水道事業会計補正予算
6. 議案第22号 令和5年度網走市下水道事業会計補正予算
7. 議案第23号 網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
8. 議案第25号 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
9. 議案第27号 財産の取得について
10. 議案第28号 財産の取得について
11. 議案第29号 財産の取得について
12. 議案第30号 財産の取得について
13. 議案第31号 財産の取得について
14. 陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情
15. 日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出要請
16. 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出要請

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一

深津晴江
松浦敏司
山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（7名）

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
古都宣裕
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
新庁舎開設準備室長	武田浩一
新庁舎開設準備室次長	小松広典
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	古田孝仁
税務課長	稲垣一寿
農林課長	佐藤岳郎
農林水産部参事	江口優一
水産漁港課長	渡部貴聰
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
建築課長	小原功
建設港湾部参事	渡辺昭
都市管理課長	澁谷一志
港湾課長	高橋勉
営業経営課長	佐々木修司

上水道課長	木村篤史
下水道課長	中村昭彦
新庁舎開設準備室参事	遠藤崇哲

○事務局職員

事務局 長	岩尾弘敏
次 長	石井公晶
総務議事係	山口諒

午前10時03分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案13件、陳情1件、要請2件について審査します。

本日の進行ですが、まず、企画総務部、農林水産部、観光商工部、建設港湾部、水道部、新庁舎開設準備室関係分の議案について、理事者を入替えしながら順次審査いたします。

議案の審査が終わりましたら、陳情、要請の審査をいたします。

それでは初めに、議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、基金積立金、財政調整基金積立金外5事業について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料の17ページ、資料5号をお開きください。

令和5年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和5年度に受領いたしました各種寄附金と臨時財政対策債の後年度償還分として追加交付された地方交付税を基金へ積立しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は、基金積立金の合計で7,845万8,000円を追加し、1億3,280万5,000円にしようとするものでございます。

財源は、各種寄附金と一般財源4,761万1,000円でございます。

次の18ページをお開きください。

(2)歳入予算ですが、全て寄附金で3,084万7,000円となっており、その内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと確認ですが、この説明の中に寄附金及び臨時財政対策債の後年度償還分とい

うふうになっていますけれども、この金額を見ているのですが、例年と比べてどんな感じなのでしょう。

○古田孝仁財政課長 寄附金につきましては、例年とさほど変わった動きはしていないというふうに理解しております。

また、国のほうから地方交付税として追加交付されましたのは、その年々に応じてあるもので、例年あるものではございませんので比較はできないところでございます。

○松浦敏司委員 比較はできないというふうな言い方だったのですか。

○古田孝仁財政課長 地方交付税で追加交付された分につきましては、地方交付税会計のですね、国税が上振れした部分でその部分を今回、一部分を地方交付税として追加配分されましたが、その目的がですね、後年度の臨時財政対策債の償還に充てなさいという目的で追加交付されたということですので、これは例年あるようなルールではございませんので、そういう国税の上振れがあった中でそういうような措置がなされたというものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、資料5号の11ページを御覧願います。

令和5年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3の債務負担行為の補正のうち、一般会計の一番上、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約ですが、令和6年度の年度当初より履行が必要となります公共施設の警備や清掃などの管理やシステム機器の保守などの業務につきましては、令和5年度中から契約事務を執り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は令和6年度の1年間で限度額は14億5,340万5,000円でございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この部分で、3年というものが多

いと思うのですが、この部分で1年間というのは、これは、もともとそうでしたか。ちょっとその辺を確認したいと思います。

○古田孝仁財政課長 ただいま御説明いたしました庁舎及び公共施設等の管理委託等契約につきましては、来年度の4月1日から、夜中の0時から必要なものというようなものもありますので、そういうものにつきましては、今年度中から契約をしないといけないので、今年度、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それ以外に複数年のものも当然ございますが、それはそれぞれの契約ごとに、この下のほうにもありますが、別に出しているということになっております。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分は、全会一致により可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第23号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案第23号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について説明を申し上げます。

議案資料56ページ、資料9号を御覧ください。

1. 趣旨でございますが、市政の課題に対し、ふるさと寄附金の使途を追加し、寄附を募るため所要の改正を行うものでございます。

2. 内容でございますが、寄附金の使途に東京農業大学北海道オホーツクキャンパスの環境の充実と学生確保のための事業を追加し、その他関連条項を整備するものでございます。

3. 施行期日は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 この御提案自体を反対するものではないのですが、この東京農業大学さんとの何とい

うのでしょうかね、目的といいますか、書いてあるとおりなのですが、これを条例として一部改正することによって、どのようなメリットというか、どのぐらいの反響があるというふうに考えていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。

○佐々木司企画調整課長 寄附金の使途を追加し、そこに幾ら寄附を頂けるか、この反響という部分については未知数ではございますけれども、目的としましては、今後もさらにオホーツクキャンパスが存在し続けられるよう、将来を見据えた支援のために使途を追加し、寄附を募ろうとするものでございます。

○深津晴江委員 とても網走市にとっては、この大学さん、すごく必要な部分だと考えておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っているのですが、網走市として大学さんとか、ほかの東京の方とか、何かそういうところにも周知しているところでは、何か作戦を考えていらっしゃるのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 寄附金の使途を追加したことにつきましては、他の使途と同様に公式サイトですとかパンフレット、こういったものの周知に加えて、大学とも相談しなければなりません。例えば、OBやOGが集まるような会合での周知、あるいはその大学自らにも関係者への周知を図っていただくなど、こういった方法があるのではないかと考えているところでございます。

○深津晴江委員 ぜひ保護者の皆様とか、いろいろなところで周知していただいて、ぜひこれに伴うふるさと寄附金が増えるようお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 この内容の中で、オホーツクキャンパスの環境の充実と学生確保のための事業というふうに書いているのですが、環境の充実といっても幅広いと思うのですが、なかなかイメージが乏しいものですから、ちょっとその辺わかるように御説明いただきたいと思います。

○佐々木司企画調整課長 大きくは学生の確保というところが主眼でございますが、学生を確保するに当たりましては、大学自体の魅力の向上というところも欠かせない部分だというふうに考えております。

これまで、例えば気軽にコミュニティーを図りな

がら学習ができるイノベーションベースの整備というところにも取り組んできたところでございますので、そういった意味でハード面での学校自体の魅力向上といったところにも観点を置いております。

○松浦敏司委員 今、子供が少なくなってきた学生数の確保というのは、相当どこの大学も必死ですよ。多分、そういう意味も込めているのかなというふうに思うのですが、イメージとしてはそんな感じで学生をしっかりと確保するための対応ということで捉えてよろしいですね。

○佐々木司企画調整課長 委員御認識のとおりでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第23号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第25号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○日野智康総務防災課長 議案資料92ページ、資料11号を御覧願いたいと思います。

議案第25号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、当該条例の規定を整備するため所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、番号利用法の改正の1つにマイナンバーの利用及び情報連携に係る見直しがあり、情報提供ネットワークシステムを利用して、特定個人情報の照会提供を行う事務を特定個人番号利用事務、特定個人情報のことを利用特定個人情報という文言で表記するように整備してございます。

3の施行期日でございますが、関連法律の施行日にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 すごく長々しいタイトルで、それと個人情報に関わる内容だという点で非常に重要なというふうにも思います。

マイナカードの関係で言うと、いろいろと問題が起きっぱなしということで、そういう中でもどんどんと推進していっていると。来年の12月2日には、保険証そのものを無くすというようなこともあったりして、今から不安の声がたくさん、私のところにも聞こえております。

今回、これを一部改正することによって、わかりやすく言うと、何がどう変わるのかその辺、ちょっと今の説明だけでは非常に私の頭では理解ができないので、もうちょっとわかりやすく御説明いただきたいと思います。

○日野智康総務防災課長 委員おっしゃる今回の法律の改正の部分の趣旨でいけばですね、個人番号、マイナンバーですね、この利用が認められている事務について、法律中の別表第2というところに今まで規定していたのですが、これが各主務省令に規定されるように改正されてございます。

この主務省令というのは、法律のスムーズな運用を目指して、各省所管の行政事務に関して制定する命令というふうな位置づけとなりますので、今後特定の個人番号利用事務や連携する情報を拡大するなどした場合、スムーズな運用を目指して法律が改正されたと、このように認識してございます。

当市の条例の改正案の内容を見ますと、番号利用法の改正によってですね、先ほども申し上げましたが、これまで法別表第2表に情報連携できる事務などは規定されておりましたが、先ほど申したとおり、今後は主務省令で定めることになりましたので、関係部分について文言の改正をするというものでございまして、市の条例の内容自体については変更するものではないというふうになってございます。

○松浦敏司委員 そうすると、これまでの市の条例には直接、影響はないといえますか、基本的な国の法律の改正によって、その部分の文言が変わると、そういうことで理解してよろしいですか。

○日野智康総務防災課長 委員おっしゃるとおりで

ございます。

○松浦敏司委員 取りあえずわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第25号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致で原案可決すべきものと、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第14号中、道営土地改良事業関係費、網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金外4事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案資料5号の20ページを御覧ください。

令和5年度一般会計農業農村整備費、網走西部川向地区担い手支援畑総事業分担金外4事業の補正予算と繰越明許費の設定について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、道が国の補正予算を活用して事業を追加して実施するとともに、各地区の事業調整を行うことに伴いまして、次の経費を減額及び財源補正するもので、表のとおり5地区合計で6,325万2,000円を減額補正し、併せて財源についても補正するものです。

また、年度内に事業の完了が見込めないことから事業費の一部を翌年度に繰越しするものです。

2. 補正額の(1)歳出予算ですが、20ページ下段の①網走西部川向地区から22ページ上段の⑤網走藻琴第2地区の5地区について、表記のとおり補正をするもので財源内訳を減額、また、財源補正するものとなっております。

(2)歳入予算につきましては、事業調整と財源補正に伴いまして記載のとおり減額となっております。

3の繰越明許費の内訳についてですが、網走西部

川向地区の補正額3,278万円のうち、翌年度繰越額220万円で、財源内訳は市債が220万円となっております。

説明については以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 今の御説明で国の補正予算を活用してというところで、次の経費を減額及び財源補正ということなのですが、その経費を減額ってどういう意味なのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 この分担金はですね、北海道が実施する基盤整備の分担金を支払うことになっているのですけれども、その財源調整ですね、各工種であつたりとか、あと年度間の入り繰りですかね、そういうものがあつて事業調整ということを行うのですけれども、それに伴って市の負担金を減額するという内容になっております。

○深津晴江委員 御説明はわかりました。

5か所のうち1か所だけ、下がっていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 5地区の中でですね、さらに工種もあつてですね、工種の入り繰りというものもあるので、5地区の中で増減があつてですね、こっちの事業費が余つたつて言ったらおかしいのですけれども、こちらがあるのでこちら側を増やしたりであるとか、そういったことをやり繰りしているという内容になっております。

○深津晴江委員 下がったところに関しましては、結果的に査定が下がったので減額になるというような理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 北海道のほうが発注をして事業をやるのですけれども、その予算を組むときに北海道のほうも事業費を査定して、積算をして各地区幾らの工事費というふうに行うのですけれども、その中で最近、工事費とかが非常に高くなっておりますので、当然、足りなくならないように多めに予算を組むのですよね。それでその部分が入札等で減った部分もそうですし、実際、そこまで上がっていない部分がありますので、予算が減額になっているというのが主な理由になっております。

○深津晴江委員 理解いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと初歩的なことを聞くのですが、多分、それぞれの地区でこの事業を予定し、

期待している人たちがいますよね。それが減額になってしまうことによって、やろうと思っていたことがやれなくなるというふうになるのだろうと私なんかは思うのですが、その辺はどんなふうになるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 先ほど、減額になる理由をちょっとお示しさせていただいたのですけれども、もう一つの理由がですね、生産者、農業者のほうも後年度にしたいと、そういった要望も受けて行っているものとなっておりますので、当初計画している内容から予算が減ったということで、できなくなったということではございません。

○松浦敏司委員 理解しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっと1点だけですが、この各地区ですが、事業は何がやっぱり主体なのか。暗渠か客土なのか、その辺ちょっと。

○佐藤岳郎農林課長 工種の内訳の大きなものということですが、令和5年度については、やはり大きなものは区画整理、面の整理ですね、それから次に土壌改良と暗渠という順番になっております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

何年たっても暗渠とか、客土というのは必要な事業ですから、前からも言っていますけれども、道営事業が主体だと思います。パワーアップ事業というのは昔の話で、まだあるのか僕もわかりませんが、ぜひ地元の農家の方の御意見を聞きながら、長い目でやっぱり整備していくようにお願いしておきたいと思いますし、今回のことで生産者の意見も聞いているということですが、地区完了というのはやっぱり遅れていく可能性というのは多分にあるのですか、これ。いろいろと資材も上がってきている、工事費も上がってきていると思うのですが、当初よりやっぱり、完了が遅延していく可能性もあるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 先ほど、お話をさせていただきましたけれども、地区完了のということでありまして、事業を後年度にしたいという農業者の要望もありますので、8年を基本にしていますけれども、それが10年とかというふうになっていくこともあるのですが、それを過ぎると、やはり全体の予算をうまくローテーションしていかなければならないというのがありますから、また、次1回空けてですね、仕切り直して、もう一度その地区で繰

り返しやっていくということで、絶え間なく基盤整備のほうは実施をしていくということが大事だということに考えております。

○山田庫司郎委員 理解させていただきました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分は、全会一致により可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第17号令和5年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 議案資料11ページ、資料5号の表3、債務負担行為の補正会計欄の12段目を御覧ください。

能取漁港整備特別会計でございますが、令和6年度から令和8年度分にかかります能取汚水処理施設維持管理業務委託につきまして、令和5年度中に契約事務を執り進める必要があることから、債務負担行為の補正をしようとするものでございます。

債務負担行為の限度額につきましては、3年間で762万3,000円でございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 この事業については、3年間ということなのですが、基本的なことなのですが、3年間にする意味、意義といいますか、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○渡部貴聡水産漁港課長 本事業につきましては、能取の汚水処理施設の水を最終的に下水のほうに流しているということもありまして、下水道課の汚水処理施設等包括維持管理業務の委託決定先と通常、随意契約を結ぶような形になっております。あと、業務自体につきましても施設の運転、維持管理、機械設備の整備点検、水質調査等々、非常に特殊性があるものでございます。このような中から、受託できる事業者も非常に限られていること、それから3年間にすることで金銭的にも業者にかかる負担についても軽減できるという認識から3年間の契約としてございます。

○松浦敏司委員 やはりそうですね。

やっぱり大事な事業だし、特殊な仕事なので、簡単にコロコロ変わるといふか、相手もいないと。それから、やっぱり安定した事業をやってもらわなければならないという点で、そういう形を取っているというのは理解できますので、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第17号令和5年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に議案第14号中、基金積立金、ふるさと寄附基金積立金及び、商工業振興対策事業、おいしいまち網走PR事業について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料19ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及び、おいしいまち網走PR事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の受入額が当初予算額を下回る見込みでありますことから、次の経費を減額補正するものでございます。

経費の内訳ですが、事業に係る謝礼品代として1億7,500万円の減、事業に係る送料として4,700万円の減、事業に係る業務手数料として9,100万円の減、事業に係るその他委託料として500万円の減、ふるさと寄附基金積立金として2億8,200万円の減、合計6億円でございます。

2. 補正額（1）歳出予算は、①ふるさと寄附基金積立金の補正額は2億8,200万円の減、②おいしいまち網走PR事業の補正額は3億1,800万円の減、財源はいずれも全て寄附金でございます。

（2）歳入予算ですが、補正前の額が22億円、今回6億円の減額となり補正後の額が16億円、こちらも財源は全て寄附金でございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○深津晴江委員 今、御説明いただきまして、結果的にふるさと寄附金が6億減ったというふうに理解いたしますが、その原因、何か分析されていることがございましたら教えていただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 ふるさと寄附金6億円の受入れが6億円の減となる要因といえますか、原因につきましてですけれども、まず、令和5年度中に総務省のほうのルール改正がございまして、これまで対象外とされていた経費が経費率5割の中に収めなければいけない、そういったところが一番大きな要因でございます。そのため、かかってくる、そもそも入ってくる寄附金に対して予定していた経費が増えてしまうものですから、その部分の見直しというのが一番大きな要因となっております。

中身といたしましては、今まで返礼品というものが寄附金の3割まで出せますよという形で取り扱っていた部分でございまして、ここの部分の割合を見直し27%程度に抑える。ここでまず3%程度の余力を生まなければならなかった部分が1つございます。そのほか、いわゆる広告費ですとか、事務的な経費の部分で削減しなければならない部分がありました。

そういったところもありましたことから、寄附金を9月まで寄附を普通に受け入れていたところなのですけれども、10月からいわゆる、お値段といたしますか、寄附の見た目上の金額の変更作業などがありましたので、その部分で網走市の寄附が選ばれる機会がまず減ったというのが1つ、もう1つの要因といたしまして、アルプス処理水の関係もございまして、8月、9月には制度改定前に寄附の受入れというのが非常に伸びた時期がございまして。これは、年間の中で寄附ができる金額が決まっていることを考えますと、寄附の需要が先に動いたということが全国的な傾向としてございました。網走市の場合は、寄附のピーク期というのがやはり、水産物、カーニなどが中心となっている関係で例年12月というのが寄附の受入れのピーク期と捉えております。ですが、その部分の需要というのが既に9月以前のほうに移動している部分がありまして、また、そういったところで12月に選択される機会が減ったということも一つの要因と捉えております。

○深津晴江委員 ただいま、法の制度改正というようにところの影響が大きかったというふうに受け止めますが、寄附の金額は下がったのですし、経費も

かかったということは理解できるのですが、件数的なところはトータル的にはいかがなのでしょう。

○中村幸平商工労働課長 寄附の金額というのは、平均の単価というのが網走市の場合には約2万円を超える金額の平均の単価で頂いているところでございます。寄附の件数自体が例年といいますか、昨年と比較しますと、その部分で減っているところでございます。

○深津晴江委員 結果的には減っている経費で、来年度以降どうするかというところについては、ちょっとまた予特のほうでもしっかりと見せていただきたいというふうに考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ふるさと寄附金がこういう形で6億も一気に下がるというのは、私はあまり記憶にないのです。ルールが変わったということもありますから、そういうのがあるのかもしれませんが、例年その金額が6億減ったのだけれども、件数というのが何件ぐらい、おおよそでいいのですが、減少したのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 寄附の件数の受入状況でございますが、令和5年度の12月末時点の受入れの件数が6万9,000件……失礼いたしました。令和4年度の件数が8万7,588件の寄附の受入れがございました。これが令和4年度の4月から12月までの数字となります。これにつきまして、令和5年度につきましては、4月から12月末の時点で6万9,787件、1万8,000件程度寄附の件数としては減っているところでございます。

○松浦敏司委員 原課としては、この1万8,000件減った要因はルールが変わったというのが大きな要因というふうに捉えているということによろしいのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 件数の減につきまして、まずルールを適用するために、それに対応するための整備を行う時期がございました。そのために金額の変更あるいは、実際に掲載するための入替えといいますか、作業するために中断せざるを得ない期間もございました。そういった部分が要因と捉えております。

○松浦敏司委員 どちらにしても、ルールが変わってしまったと、それから返礼品の率も27%まで下がったというようなことで当然、こういったルールに従った形での事業の展開というふうにならざるを得ないと思うので、その辺は十分研究しながら進めて

いってほしいということで、私のほうからは以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 2人の方から質問ありましたけれども、非常に今後のことも含めてちょっと心配をしているのですが、今1万8,000件程度、いろいろと事務の内容が変わった経過の中で寄附者に対する対応も含めて理由になって、やっぱり減ったのだらうというお話と50%の中に全額ある程度整理をしなければならぬということで、返礼品が3割から2割7分というのは、先ほど説明がありましたけれども、その辺、返礼品が下がったことによって件数が減ったっていうふうには原課は捉えてないのですか。その辺どうなのでしょう。

○中村幸平商工労働課長 まず、返礼品の割合が3割から27%、30%から27%に切り替えたことによる減少というのは、当然あると考えております。

といいますのも、遠方、首都圏、一般的に寄附の件数、寄附される方が多いのは首都圏ですとか、大都市圏の方が多いところでございます。そこに対して、近郊の町でやっていらっしゃるふるさと寄附については、送料の部分の経費というのが一定程度、抑えられるという部分もあると承知しております。ですので、遠隔地、北海道内、ほかの町もそうかと思いますが、送料という部分の負担というのを削ることはできませんので、その部分について、本体いわゆる返礼品の部分の割合というのに手をつけざるを得ないといいますか、見直しを行うことが必要であった、この影響というのはあると考えております。

○山田庫司郎委員 来年以降ですね、1月からまたなるのだと思いますけれども、最終的には3月いっぱい数字が出てくるのだと思いますが、ずっと比較してというのは12月いっぱいの話で今まで比較されてきたのだらうというふうに私は認識しているのですが、それで、今課長のほうから説明があったように事務的なものが、いろいろと変わったということで寄附者の対応も一時期変わったのだらうということを1つの理由に挙げていました。落ち着いてからの件数というのは大体例年並みだったのか。これ今後ね、原課としてはどういうふうに捉えていますか。やっぱり、6億なり5億っていうのはこれからも減額になる可能性も多分にあるというふうに思っているのかどうか含めて、ちょっと認識があれば教えていただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 まず、12月までがふるさと寄附といますか、寄附の関連で言いますと全国的なピークを迎えます。そこまでのところで、昨年と比較しまして、6億円程度の減少が見込まれるというところでございます。

年が明けまして、1月、2月のところ、1月につきましては、そもそも寄附自体が総体として少ないものですから比較というのはなかなか難しいのですが、2月につきましては、昨年度と比較しまして15%程度、寄附の金額として網走市のほうも伸びてきているところです。

制度改正に対する対応というところを今年度中に行わなければならなかった、このことによりまして、一定程度ポータルサイト、いわゆる寄附の品物とかをお見せする機会というのを中断する機会もございました。そういったところも、最終的に12月のピーク期の前に行わなければならなかったこともありますので、令和5年度については、やはりその影響が一番大きかったものと考えています。

逆に、そのこの部分の作業というのを年度内に完了できているというところがございますので、毎年5億円ずつ減っていくとは考えておりません。

○山田庫司郎委員 減額しないで、増額していきたい気持ちで原課のほうは思っていると思いますから、ぜひ2月、3月の実績もちょっと見極めたほうがいいかなと、僕自身も思うのですが、大きな課題だと思いますので、原課は重たいかもしれませんが、しっかりですね、ここのふるさと基金の部分は最低でも、やっぱり守っていく方向も含めて対策をぜひお願いをさせていただいて質疑を終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号中、中小企業振興対策事業、地場産品生産性向上整備事業補助金について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料23ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、地場産品生産性向上設備整備事業補助金について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、当初予算額を執行額が下回る見込みでありますことから、次の経費を減額補正するものでございます。

経費の内訳ですが、施設等の整備に対する補助金としまして、7,300万円の減額でございます。

2. 補正額(1)歳出予算は、補正前の額が2億円、今回、減額補正が7,300万円。補正後の額は1億2,700万円としようとするものでございます。

財源は全額基金繰入金でございます。

(2)歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○深津晴江委員 結果的には、用意したものが使われなくて減額になったという理解でよろしいでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 結果として、執行額が当初の予算額を下回ったという点につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

ただ一方で当初、この補助制度を活用しようとしていた事業者さんというのは複数おりまして、その中で予算額を上回る補助金の申請という相談もございました。

ただ、その中で事業を途中で断念された事業者さんがいたことから、最終的にはこの金額となったところでございます。

○深津晴江委員 複数の事業者さんがこれを利用したのか、断念したというところなのですが、具体的にどこが使われたとか、教えていただくのは可能でしょうか。

○中村幸平商工労働課長 水産加工会社様ですとか、お菓子の製造業者様、あるいは醸造関連、味噌や醤油などの醸造関連ですとか、あるいはジェラート屋さんですとか、そういったところの事業者さんが複数件申請をいただいております。

○深津晴江委員 すみません。

申請されて、結果的には今おっしゃってくれたところが使ったということでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 委員のお見込みのとおりでございます。

○深津晴江委員 結果的には、ふるさと寄附の返礼品を整備しようという事業だつていうふうに理解しているのですが、これと結果的には先ほどのふるさと納税の金額が減ったつていうところは、何か関連がもし、あるのだしたら教えていただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 こちらの補助金を活用して、ふるさと納税の返礼品について供給体制を充実させていただく、そういった要素を持った補助金でございます。ここにしましては、令和5年度中に

それぞれの事業者さんが商品、返礼品の供給体制を充実させる取組を進めてきているところでございますので、結果として、ふるさと寄附の返礼品がラインアップとしてパワーアップしていくのは次年度以降からだと思っております。

ですので、今後につきましてはこういった要素も寄附の増収と、増額といいますか、そういったところに寄与していくものと捉えております。

○深津晴江委員 そうですね。

整備してすぐに効果が現れるものではないというふうには理解いたしますが、先ほど、断念された事業者さんがいらっしゃるということだったのですが、なぜ断念されたのかって、そこをなんかフォローできなかったのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 事業者さんのほうで事業継続というか、事業の実施を断念されたケースがあったところがございますが、こちらの補助金など、複数の国のメニューなどを活用した補助金も活用して、事業を進めようとしていたところがございます。

こちらにつきましては、建物、工場設備を充実させる部分と、中の機械整備というところと併せて実施する予定でございましたが、こちらの部分の建築費の高騰という部分が当初の見込んでいた事業費の2倍から2.5倍程度になってきているというところが、事業を進めていく中で出てきております。

それに伴いまして、補助金というのは、一定程度の補助率、補助額というところが決まっているところで、それ以上の部分については、どうしても自己資金の調達という部分が出てまいります。その部分というのは経営状況など、いろいろと勘案した結果事業者のほうで判断されたところでございます。

○深津晴江委員 ちなみにどういう業種というか、先ほど、いくつか挙げていただきましたけれども、どういう事業者の方が断念なさったのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 お酒の醸造、販売をしている事業者さんでございます。

○深津晴江委員 この事業については理解しましたので、ぜひ引き続き、やはり、ふるさと寄附金にも直結していくものかと思っておりますので、検討していただければというふうには思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 先ほどの事業といい、本事業とい

い、減額ということで非常に残念なのですが、本事業は地場製品の生産性向上に資する設備投資を行うところに補助する事業でありまして、結果、ふるさと返礼品の製造が増えるという、網走のものづくりを推進する事業かと思えます。

7,300万の減額でございますが、1億2,700万使われたということでこの利用された事業者の反応、そして恐らく次年度以降になるふるさと納税に対する影響はどの程度あるのかとお考えでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 まず、本事業補助金を活用された事業者様の反応、意向といいますか、といったところですが、やはり設備投資というのが必要だということを各事業者が考えている中、この補助金が1つのきっかけとなって投資、また、生産、供給体制の向上というところにチャレンジされたところで前向きに補助金について御評価いただいているところでございます。

ただ、この補助金につきましては10分の2、対象経費の10分の2、最大1億円という補助金ではございますが、これだけではやはり、各事業者様、ある一定程度の投資、自己負担も出てくるものではございますので、そういったところを含めてチャレンジされていく、一つの後押しになったのかなというところが一つ捉えております。

来年のふるさと寄附、来年のといいますか、ふるさと寄附へのプラスの影響という点では、水産加工会社様、これまでふるさと寄附にそれほど注力されていなかった方、いなかった事業者様などについては、この補助金を活用する中の説明の中で一定程度、商品の供給等についても前向きな話ができていくところ、そしてこのふるさと納税の返礼品というのは必須ですよというお話をさせていただいたところ御理解を頂いている、こういった点はプラスの要素と捉えております。

○石垣直樹委員 企業の設備投資が経済を回すという部分もありますし、またこの網走のものづくりがさらに推進されるという事業でございますので、次年度以降もぜひとも強く推進していただきたいと思えます。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、中小企業振興対策事業、食品製造施設HACCP等対応整備補助金について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料24ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、食品製造施設HACCP等対応整備補助金について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、本補助金の活用を予定されていた事業が中止となったため、次の経費を減額補正するものでございます。

経費の内訳は、施設の整備に対する補助金として2億68万1,000円の減額でございます。

2. 補正額(1)歳出予算は、事業費全額を減額するもので2億68万1,000円の減、財源は全て道補助金でございます。

(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 道補助金のことなのですが、この事業自体が中止となったのがなぜなのかということと、その影響について御説明いただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 まず、本補助金につきまして事業を予定していた事業者ですが、先ほど地場産品の市の補助金と併用した形で事業を進めようとしておりました。

その中でも御説明申し上げましたが、お酒を作る工場を建て、そこに対しての供給体制と増産体制を整えようとしていたところでございます。そこに対して工場の建設に関する経費、設備に関する経費を支援する内容でございました。

一部が北海道の国の交付金を活用して、北海道からの補助という形でのこのHACCPの補助金でございます。

事業の中止となった経緯につきましては、先ほども触れましたが、工場の建設に関する経費が当初見込んでいたものよりも大幅に高騰したこと、それに伴います自己資金の調達というところ、その部分を勘案しての事業者様の判断でございます。

○深津晴江委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ありませんか。

○松浦敏司委員 2億円というのがゼロということで、ただ当初、事業を始めるというか予算化する中では、事業者の見込みがあって、そうして進めてきたんだというふうに思うのですけれども、ここが問題なのだろうなというふうに思うのですけれども

も、その辺、どんなふうに捉えているのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 補助事業を活用しようとするわけですから、事業計画、経費の関連も含めまして、当然、国の審査も含めてなんですけれども、事業者の方もいろいろと協議、関係機関と協議を重ねながら進めてまいりました。

実際、当初の見込みでは、建物については4億円程度、中の設備についても同じく4億円程度、市の補助金が1億円ぐらい、1億円の地場産品の部分とこの国の交付金を活用した2億68万円程度、約3億円の補助金を活用して最初、事業を進めていくとしていたところではございます。

ただ、特に令和5年度につきましては、年度当初から急激な建築費といいますか、高騰というのは各報道などでも、大きな公共工事などでも取り沙汰されていた部分かと思いますが、そういったところについて今回のこの事業についても同様に当初、見込んでいた計画、ただ、急な金額の上昇高騰というのが事業を進めていく中で発生してきたものでございまして、そこについて、事業者様のほうとしてもいろいろ、こちらとしても補助金を出す立場、関わる立場として、協議、どのように経営、事業継続の可能性についても協議してきたところではございますが、やはり自己資金の負担額というのが大幅に想定より超過するということでございましたので、やむなく断念されたというところでございます。

○松浦敏司委員 食品製造施設のHACCPですからね、非常に大事な事業だというふうに思います。取りあえずは、今回は断念したということであるのだろうというふうに思うのですけれども、今後の状況にもよるのだろうと思うのですけれども、そういった大事な事業なので、その事業主が今後、どういうふうになって、どういうふうにしていくかちょっとわかりませんけれども、また挑戦できるようなことができればいいかなというふうに思います。そういう点ではぜひ今後も、支援という点では考えて進めていってほしいなというふうに思います。

終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは次に、議案第14号中、ふるさと納税に係る業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料10ページ、資料5号を御覧ください。

補正予算の概要の3. 債務負担行為の補正、一般

会計の6段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、令和6年度当初より対応が必要であることから、債務負担行為を設定し、令和5年度中に契約事務を執り進めようとするものでございます。

なお、限度額は見込まれる寄附金によるところがございますので、契約による金額としております。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第14号中、雪対策事業、除雪事業について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料26ページを御覧ください。

令和5年度一般会計道路橋梁費補正予算、除雪事業について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容でございますが、1月の暴風雪により一気に雪が積もり、安全な車両通行が確保できないと判断し、道路排雪を実施したことから除排雪等業務委託の委託料不足が見込まれるため、委託料2億5,470万円を、また、低温や道路状況による融雪剤等の経費不足が見込まれるため、原材料費530万円、合わせて2億6,000万円を追加補正するものであります。

2. 補正額であります。補正前の額4億4,543万円、補正額が2億6,000万円、補正後の額が7億543万円となり、財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 補正を組んでいただいて、道路が

通りやすくなるというのは、大変ありがたいというふうに思っております。

ただ今回、1月下旬の25、26日のときにバス路線など2週間、開かなかったという情報があるのですが、多分、今までこんなにかかったことはなかったのかなというふうに思うのですが、開かなかった理由について、お示しください。

○澁谷一志都市管理課長 25日、26日に一気に雪が積もりました。それで25日には、一斉除雪を一日に2回やりましたが、それでも道路が狭いところが多々ございました。一応それで、排雪を実施したところなのですが、排雪につきましては、ダンプの運搬経路の確保もありまして幹線道路をですね、まず中心に除雪をいたしまして、その後バス路線というような形で計画をしております。

一部ですね、バス路線が狭いということで排雪する前に部分的に車道の幅を確保する拡幅除雪というのを行って対応をしましたが、それでも一部の路線についてはですね、先ほど委員おっしゃったように一定の時間を要したというのは実際でございます。

ただ、こちらのほうとしましても、排雪は幹線、バス通りを最優先にしておりますので、そこら辺は御理解していただきたいと思っております。

○深津晴江委員 まず、幹線とバス路線を優先的にやっていたということですので、やはりバス路線、幹線に関しては、市民の足となる部分ですので、ぜひ引き続き、より速やかに通れるようにしていただければ助かるなというふうに思います。

続いてなんですが、補正額が補正前の約半分ですよ。これは、結果的に最初から当初予算でこれだけの金額、積んでおく必要はないのでしょうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 通常ですね、除雪の費用につきましては、一定の一斉除雪が平均しましたら年間10回ということですので10回を計上しまして、あと排雪につきましては、幹線とかの多いところを5日間ですね、計上しております。天候次第ということもありますので、今回みたいな大雪の場合は、その都度ですね、補正をしていくようなことで考えております。

○深津晴江委員 天候のことですので、なかなか予測して予算を組んでいくというのは難しいかと思いますが、このように補正で臨機応変に対応していただけるというふうに理解していきたいと思えます。

また、網走の市道ではないのですが、今年、市民の皆様が多く言っていたのが国道なのですよね。国道の除排雪がやはり少なく見て通しが悪くて困っているって話をいろいろな部分から聞こえてきました。これはもちろん市の責任ではないと思うのですが、市から国道を何とかしてほしいというような要望というか、要請というのでしょうか、そういうのを出されたのか、お伺いしたいと思います。

○澁谷一志都市管理課長 今回、まず市が市道を排雪するに当たりまして、事前に国道、道道を管轄する国、北海道のほうにも情報共有をしております。

国道、道道もですね、交差点とか部分的に排雪を今年は国道については実施しております。道道については、排雪は実施しておりますが、一部、市民のほうから、ちょっと交差点が見えづらいとか、雪が多いというのは、情報を頂いておりますので、その辺はその都度ですね、情報共有をしながら国、道のほうには連絡というか、共有をしていきたいなとは思っております。

○深津晴江委員 例えば、学校周辺で雪山が高くなって、子供たちが危なかったというような情報もあったりしますので、より市としても強固に国なり、道なりに申し出ていただければなというふうに思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 ちょっと確認だったのですが、先ほど、もともとの予算を計上するときは、一斉除雪が年平均10回、それと、排雪は5日分ということで予算を組むと言っていたのですが、その排雪ってなんというでしょう、5日間で市をきれいにできるという感覚なのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 この5日間というのは、幹線道路でも本当に主要なですね、一部分ということで5日間を計上しております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 久しぶりに1月25日でしたか、25、26日でしたか、本格的な吹雪を経験しました。ホワイトアウトになって、私も家に帰るときに前が見えなくて久々に怖い思いをしたのですが、排雪の関係ですけれども、多分、1月の下旬から始めたのではないかなと思うのですが、いつから始めて、いつ終わったのか、まず伺います。

○澁谷一志都市管理課長 排雪の期間ですが、1月31日から3月1日まで実施しました。

○松浦敏司委員 一通り終わったというふうに、わかりました。

今結構、除雪に対する不満の声が多いです。私も今、議員団で除雪アンケートをやっているのですが、1万6,000世帯に配布して今690通ぐらいかな、戻って来ています。その中では、やっぱりこの間、除雪業者が減ったということもあって、それまで担当していた業者に代わって、次の新しい業者さんが来ることになって当然、作業する人が違いますから、除雪の状況も時間的にも変化があるのだろうというふうに思うのですけれども、そういったことによる除雪が非常に雑だという声はかなり出てきています。それはある意味、事業者が変われば、当面、そういうことがあり得るのかもしれませんが、やはり、そういった市民の声というのは、やっぱり真摯に受け止める必要があるのだろうというふうに思います。そういう点では、原課にはそういう意見といいますか、批判の声なんかは届いていませんか。

○澁谷一志都市管理課長 当然、除雪に関する問合せというのは来ております。その中で今委員おっしゃるとおり、今まで除雪されていたのだけでも、今年、何か違うなというのは当然ございます。路線によってですね、当然オペレーターが変わったりとか、あとはやっぱり、除雪の技術を習得するためには、やっぱり数年かかりますので、そこら辺の影響だとは思っております。そういう業者、オペレーターのほうには、随時、住民に、交通に支障のないように除雪するような形で指導はしていきたいと思っております。

○松浦敏司委員 わかりました。

ちなみに伺いますが、今現在、除雪組合に参加している事業者は何社ぐらいあって、人数としては、おおよそのぐらいなのか、わかればお知らせください。

○澁谷一志都市管理課長 今、管理組合のほうに加盟している事業者というのは10社になります。ちょっと今、手元に従事者の人数という、ちょっと細かい数字はわからないのですが、オペレーターと作業員で100名程度はいるかと思います。

○松浦敏司委員 それで除雪する上で通学路とか、いろいろと優先的にやっているという話は前段で伺いました。

それでやはり、そういう中でもう一つあるのが幼稚園、保育園、こういった子供たちが通う通園路と

いいですか、これもちよっと要望が実はあるのですね。私達のアンケートもありましたし、ほかにもあります。その辺は、どんなふうに対応をなさっているのか伺います。

○澁谷一志都市管理課長 学校とかそういう施設周りではですね、優先的には除雪しております。ただ、従来の歩道ですね、除雪しているところとしていないところというのは、実際ございます。そこら辺につきましては、そのオペレーターのですね、やっぱり確保というのがなかなかできないものですから、できるだけ支障がないようには心掛けていきたいと思っております。

○松浦敏司委員 それと、もう一つあったのは、高齢者が実はこの前の吹雪の後、バスがない、ハイヤーもなかなか捕まらないということで車道を歩いているのですね。結局は、歩く場所がないので。その近所の人に私は車道を歩くようなことをさせないでくださいと言われたのですけれども、歩道が開いていないものですから、そこを歩かざるを得ないというようなこともあって、そういう様々な意見があります。そんなことも含めてぜひ、原課では大変でしょうけれども、注意してほしいなというふうに思いますが、いずれその保育所や幼稚園に通っている子供たちというのは、なかなか判断力も違いますし、急に走り出したりということもあって、やっぱり非常に危険が伴うので、その辺はぜひ、除雪をする上でやっぱり優先的に保育所、幼稚園の通う通園路といえますかね、についてはしっかり取り組んでいってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 そういう学校、幼稚園周りというのは、最優先に確保できるようにはですね、今後、努めていきたいと思っております。

○松浦敏司委員 ぜひ、未来を担う子供たちですの、その辺、しっかりやってほしいと思います。終わります。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 すみません。

ちょっと議案とは、ずれてしまうかもしれませんが、参考までにお聞きしたいのですけれども、今回25、26日に大雪が1回降ったため2億5,000万の増額となりますが、網走市の公共施設を管理している、小中学校の除排雪をしている部分に関しては増額とかはないのですか。

○澁谷一志都市管理課長 公共施設の除雪につつま

しては、この除雪費用の中に含んでおります。

○井戸達也委員長 もう一度お願いします。

○澁谷一志都市管理課長 学校とかそういう施設の除雪費につきましては、本案の委託料の費用の中に入っております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、みなと観光交流センター管理運営事業、みなと観光交流センター魅力向上検討事業について説明を求めます。

○高橋勉港湾課長 議案資料の27ページを御覧ください。

令和5年度一般会計港湾管理費補正予算、みなと観光交流センター、魅力向上検討事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、北海道の地域づくり総合交付金の交付決定に伴い、その財源の補正を行うものです。

2の補正額であります、歳出予算では事業費総額350万円に変更はございません。

財源内訳は、道補助金が170万円の追加となり、これに伴いまして、一般財源が170万円の減額となります。

歳入予算は記載のとおりであります。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 お伺いしたいのですが、この交付金というのは、今回1回きりなのか、あるいは続けてつくものなのでしょうか。

○高橋勉港湾課長 この道の交付金でございますが、令和3年から3年間、令和5年度まで頂きまして、一応この地域づくり総合交付金を3か年頂いて、これは令和5年度で終了ということでございます。

○深津晴江委員 それでは、これで終わりということで、その活用と効果についてはいかがなのでしょううか。

○高橋勉港湾課長 令和3年度から、道の駅の横におきまして野菜直売所なのですけれども、夏場を中心にですね、その部分で実証事業を3か年に渡り行いました。

効果ということですが、令和3年度から5年度まで7月から主に10月、11月ぐらいまで土日を中心に開催してきましたが、やはり、一定の売上げとニー

ズもございましたが野菜直売所、御存じのとおりですね、潮見地区のほうにも出店されている農業者さんがいらっしゃいますが、その中の有志の方で出店していただいているので、やはりニーズはそれなりにもありますけれども、やはり生産者さんの負担が大変だということも、おっしゃっておられまして、この交付金の事業が3年間で終了する際にですね、皆さんとお話をする機会を設けさせていただきましたけれども、正直言って、潮見地区と道の駅の横でやるのが大変だというような声も頂いて、また、その野菜の調達もなかなか大変だという実態もございまして、取りあえず令和5年度でこの野菜の直売所は終了する予定であります。

○深津晴江委員 この交付金についても理解いたしました。

また、引き続き、みなと観光交流センターの魅力向上というのでしょうか、名称はともかくとして、道の駅の活用というところは、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、港湾整備事業、国直轄港湾整備事業負担金について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○高橋勉港湾課長 議案資料の28ページを御覧ください。

令和5年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、国の補正予算により3,150万円を南防波堤の改良工事に伴う国直轄港湾整備事業負担金として追加補正するものです。

また、年度内の事業完了が見込めないことから負担金の一部を翌年度に繰り越すものであります。

2の補正額であります、歳出予算では補正前の額が1億1,295万円、補正額が3,150万円の追加、補正後の額が1億4,445万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

3の繰越明許費の内訳についてであります、昨年12月の補正分を合わせまして8,400万円を繰り越すもので財源は全て市債であります。

施工箇所につきましては、次ページの29ページに位置図を添付しておりますので御参照ください。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 この2ページ目を見ると、南防波堤改良に伴う消波ブロックを作成ということに入っておりますので、この消波ブロックを作ってそして、南防波堤のところに設置をすると、こういう工事内容だということではないのでしょうか。

○高橋勉港湾課長 国からお聞きしている部分では、御指摘のとおり消波ブロックを作成すると。南防波堤のところに使うのですが、この作成した消波ブロックは、令和7年度の事業で使うものというふうにお聞きしております。

○松浦敏司委員 つまり、1年後に使うことになるということですね。そういうことでよろしいですか。

○高橋勉港湾課長 はい、そのとおりです。

○松浦敏司委員 取りあえず、理解しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、港湾整備事業、岸壁付帯施設改修事業について説明を求めます。

○高橋勉港湾課長 議案資料の30ページを御覧ください。

令和5年度一般会計港湾建設費補正予算、岸壁付帯施設改修事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、国庫補助金の減額に伴い、岸壁付帯施設改修に係る工事請負費6,600万円を減額補正するものです。

2の補正額であります、歳出予算では補正前の額が9,600万円、補正額が6,600万円の減額、補正後の額が3,000万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 本当に確認で、基本的なことですけれども、このように一応、事業を結局やっているのですけれども、国からこの補助金はちょっと減額するというふうに、このような連絡って1月、毎年こういうのってやっているのですけれども、1月に連絡が来るってような感じなのではないでしょうか。

○高橋勉港湾課長 国からの補助金の交付決定については、年度の1定の早い時期のほうに出ているのですが、昨今の国の予算のつき方を見ますと、補正

予算ですとか様々な部分がありますので、市としましては、ここの部分を今回、減額補正させていただくことになりましたが、途中ではやらないですね、言葉が適切かどうかかわからないのですが、1定でこれ以上、国の補正予算等がつかないと、予算がついてこないというのが確定した時点で今回のような形で上程させていただいているというわけでございます。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 これも確認ですけれども、国庫補助金を受ける上で具体的にどういったところを直そうとして、そして今回、減額なったと思うのです。

具体的にどこなのでしょう。

○高橋勉港湾課長 令和5年度につきましては、予定していた箇所は第3埠頭の第2物揚場、具体的にわかりづらいかと思いますが、小麦の集出荷施設のある北側になります。そことですね、第5埠頭、漁業協同組合のあるところの岸壁の車止めですとか、縁金物、防舷材等を改修しようと考えておりました。

先ほども若干触れましたが、予算がなかなかつかないということもございまして、第5埠頭岸壁、漁協の横の改修を断念しまして、令和5年度につきましては、第3埠頭、第2物揚場の改修を行ったという経過でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、民間住宅建設促進事業、住環境改善補助金について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の31ページを御覧願います。

令和5年度一般会計建築総務費補正予算、住環境改善補助金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。住環境改善支援に対する北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業補助金の交付決定に伴い、その財源を補正するものであります。

補正額につきましては、補正前後の額に変更はありませんが、財源内訳につきましては、一般財源が52万2,000円の減となり、道補助金が52万2,000円となるものであります。

歳入予算については、記載のとおりであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、市営住宅建設事業について繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の32ページを御覧願います。

令和5年度一般会計住宅建設費補正予算、市営住宅建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の補助金が追加配分されたことに伴い、潮見団地の市営住宅建設に係る実施設計を行うため、次の経費を追加補正するものであります。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰越しするものであります。

経費使途は潮見団地建設に係る実施設計の業務委託費で、金額は3,600万円を計上するものであります。

補正額であります。新たに3,600万円を追加補正するものであり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。3,600万円全額を翌年度に繰越しするものであり、繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 潮見団地のところですが、まず、基本的なところなのですが、この市営住宅の計画というのでしょうか、何階建てで、何年で完了する予定なのかお聞かせください。

○小原功建築課長 本実施設計に基づき建設を予定している住宅につきましては、3階建て1棟30戸を予定しているところでありまして、建設年度につきましては、令和7年度及び令和8年度の2か年での建設を予定しているところでございます。

○深津晴江委員 それで、令和5年に実施設計を行う予算を今回の補正でつけるということで、今年度では終わらないので繰越明許費を設定するということなのですが、今、いろいろな建築費の高騰などありますが、この予算で大丈夫というふうに見込んでいるのでしょうか。

○小原功建築課長 今回実施しますのは、実施設計

の委託費でございますので、この額で設計費については賄えるというふうに考えております。

○**深津晴江委員** 人件費などもあるかと思うのですが、それを含めてもこれの予算で計画はできるということでしょうか。

○**小原功建築課長** 技術員の単価等につきましては、上昇分を見込んだもので計算をしております。

○**深津晴江委員** 承知いたしました。

○**井戸達也委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、市営住宅建設事業、市営住宅解体事業について繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

○**小原功建築課長** 議案資料の33ページを御覧願います。

令和5年度一般会計住宅建設費補正予算、市営住宅解体事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の補助金が追加配分されたことに伴い、市営住宅を解体するため、次の経費を追加補正するものであります。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。

経費使途は、市営住宅解体に係る工事費で金額は3,700万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が1,100万円、補正額が3,700万円、補正後の額が4,800万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。4,800万のうち、3,700万円を翌年度に繰越しするものであり、補正額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○**井戸達也委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**松浦敏司委員** 具体的には、どの市営住宅を何棟解体するのでしょうか。

○**小原功建築課長** 工事の内容につきましては、潮見7丁目の市営住宅2棟12戸、また、つくしヶ丘3丁目の学園通りに面しました長屋建て最後となります市営住宅1棟6戸、合わせて3棟18戸を解体するものでございます。

○**松浦敏司委員** わかりました。

○**井戸達也委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、市営住宅修繕管理業務委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○**渡辺昭建設港湾部参事** 議案資料、資料5の11ページを御覧願います。

3. 債務負担行為の補正で表の一般会計の内容欄、上から5段目、市営住宅修繕管理業務委託に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

市営住宅の修繕管理業務については、平成30年度より民間委託により行い、令和3年度から3か年の複数年契約を実施しているところですが、引き続き令和6年度から3か年の委託費2,463万円の債務負担行為を設定するものであります。

本業務は公募型プロポーザル方式で募集を行い、網走市営住宅修繕管理業務委託公募型プロポーザル選定委員会で審査し、3月中に契約を行うものであります。

説明は以上でございます。

○**井戸達也委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**松浦敏司委員** プロポーザルということで、これは何社ぐらい予定しているのでしょうか。

○**渡辺昭建設港湾部参事** 現在、申込みを受けている業者は2社になります。

○**松浦敏司委員** わかりました。

○**井戸達也委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

○**井戸達也委員長** 次に、議案第16号令和5年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○**高橋勉港湾課長** 議案資料の11ページを御覧ください。

議案第16号令和5年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明いたします。

3. 債務負担行為の補正の表のうち、会計欄の3段目、網走港整備特別会計において、令和6年4月1日からの履行開始を予定しております3件の事項

について、令和5年度中に契約事務等を執り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の限度額は、上屋消防施設点検委託契約が15万円、港湾システム保守点検委託契約が22万円、船舶給水業務委託契約が10万円、合計47万円であります。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第16号令和5年度網走市網走港整備特別会計補正予算は全会一致により、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第20号令和5年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料53ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。

議案第20号令和5年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和6年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和5年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険等加入契約ほか合計6件、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第20号令和5年度網走市水道事業会計補正予算は全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第21号令和5年度網走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料54ページ、資料7号を御覧いただきたいと思います。

議案第21号令和5年度網走市簡易水道事業会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和6年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和5年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で、記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと2点伺います。

麦稈ロール保管用土地賃貸借契約というのがあります。これは、どこなのか。あともう1つ、土地賃貸借契約の中でJ R旭支第386号、どういうふうになっているのだろう、具体的にはどこなのか。すみません、間違えました。簡易水道ですね。土地賃貸借契約で北見広域森林組合とあるのですが、具体的にどこなのか伺います。

○木村篤史上水道課長 土地賃貸借契約の場所についてでございますけれども、能取簡水で場所的にはですね、北見市常呂町に位置しているところです。

能取簡水は、北見市常呂町からの流入を得て、能取地区に供給しているものでございますけれども、その途中における管路上の土地でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第21号令和5年度網走市簡易水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第22号令和5年度網走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料55ページ、資料8号を御覧いただきたいと思います。

議案第22号令和5年度網走市下水道事業会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由につきましては、令和6年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和5年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2. 内容につきましては資料記載のとおり、下水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 先ほどは、失礼しました。

麦稈ロール保管用土地賃貸借契約ともう一つ、その下のJR旭支第386号というのがあるのですが、ここはどこなのか伺います。

○中村明彦下水道課長 麦稈ロールの置場の関係なのですけれども、こちらは山里の189の1つという地番の麦稈ロールを置いている場所を農協から借りているところです。今、多分小学校跡地か何か、川合線の線路沿いにあるところでございます。

あと、JRの占用の関係だったのですけれども、石北本線の元観光ホテルのところの石北本線の横断部分、あと湖荘から呼人のほう、何ていうのですか、八坂のほうに抜ける道路に向かう横断部分、あと、呼人市外の道路が上を通って下にJRが通るところの横断部分というところの占用料ということですよ。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第22号令和5年度網走市下水道事業会計補正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第27号から議案第31号財産の取得につ

いて関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○遠藤崇哲新庁舎開設準備室参事 議案資料94ページ資料13号から議案資料98ページ資料17号まで、財産の取得について一括して御説明申し上げます。

取得理由は、新庁舎移転に当たり使用する備品を整備しようとするものでございます。

議案資料94ページ、資料13号を御覧ください。

取得する財産の概要についてでございますが、新庁舎で使用する事務用椅子等で、その数量は事務用椅子397脚、カウンター44台等を取得するものでございます。

取得方法は、令和6年2月13日に一般競争入札を執行し、その結果により、取得金額は7,826万7,200円、相手方は株式会社オフィスワンで、令和7年1月31日を納期として取得しようとするものでございます。

次に議案資料95ページ、資料14号を御覧ください。

取得する財産の概要についてでございますが、新庁舎で使用する書庫等で、その数量は書庫404台、2重連書庫4セット、3重連書庫2セット等を取得するものでございます。

取得方法は、令和6年2月13日に一般競争入札を執行し、その結果により取得金額は6,063万7,500円、相手方は小林株式会社で令和7年1月31日を納期として取得しようとするものでございます。

次に、議案資料96ページ、資料15号を御覧ください。

取得する財産の概要についてでございますが、新庁舎で使用する事務用デスク等で、その数量はワゴン377台、フリーアドレスデスク103台、袖付デスク33台等を取得するものでございます。

取得方法は、令和6年2月13日に一般競争入札を執行し、その結果により取得金額は7,347万5,600円、相手方は株式会社オフィスワンで令和7年1月31日を納期として取得しようとするものでございます。

次に議案資料97ページ、資料16号を御覧ください。

取得する財産の概要についてでございますが、新庁舎で使用する特別職、議会関連家具等で、その数量は特別職室の机、椅子、応接セット等一式、議場の机、椅子、演台等一式、正副議長室の机、椅子、応接セット等一式、議員控室の机、椅子、ロッカー

等一式を取得するものでございます。

取得方法は、令和6年2月13日に一般競争入札を執行し、その結果により取得金額は8,039万9,000円、相手方は小林株式会社で令和7年1月31日を納期として取得しようとするものでございます。

次に議案資料98ページ、資料17号を御覧ください。

取得する財産の概要についてでございますが、新庁舎で使用する市民待合や収納用の什器等で、その数量は市民待合や会議室のテーブル、椅子が49台、224脚、職員用ロッカー103台、物品棚24台等を取得するものでございます。

取得方法は、令和6年2月13日に一般競争入札を執行し、その結果により、取得金額は5,700万2,000円、相手方はアイビーエス株式会社で令和7年1月31日を納期として取得しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○深津晴江委員 一括して御質問させていただきたいのですが、それぞれ何社が入札して、予定価格との乖離、落札率は幾らだったか教えてください。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今回の入札につきましては、5本ございまして、その中で全て一本ずつ4社の参加の申請がありまして、3社の入札がございました。

落札率につきましては、全体でですね、95.4%となっております。

○深津晴江委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 全部入札ごとに報告してください。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 まず1番目の資料13号の部分につきましては、落札率が95%、それから資料14号につきましては、落札率が95.1%、資料15号分につきましては、落札率は95.1%、資料16号分につきましては、落札率は95.2%、資料17号分につきましては、落札率は97.1%となっております。

○山田庫司郎委員 当初の聞き方が悪かったのかもかもしれません。指名をしている業者は何社あったのか。そうして、予定価格は幾らで、契約金額はここにありますがけれども、落札率と言ったかな、さっき95とか97と言っていますけれども、予定価格は幾らだったのかも含めて申し訳ないですが、もう一度お

願いできますか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 今回の入札につきましては、指名ではなくてですね、一般競争入札なのですけれども、ただ、条件を出ささせていただきまして、市内に本支店、営業所がある事業所を対象とした一般競争入札で実施しております。

予定価格につきましては、物品でございますので公表しておりませんが、落札率については、先ほどお答えしたとおりでございます。

○山田庫司郎委員 公表していないということなので、ここでは言えないということで理解したほうがいいのですか。手元には目安になる金額はもちろん持っていないと入札をかけられませんから。見積もり合わせではないですからね。その辺はどういうふうになっておりますか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 入札ですので、予定価格については作成しております。

ただ、公表しておりませんので、金額についてはこの場ではお答えできないということで御理解いただきたいと思います。

○山田庫司郎委員 理解をさせていただきます。

それで手元にある予定価格、金額が明示できないけれども、それと今回の契約金額との乖離といいますか、その率がということで先ほど言っていた率だということでいいのですか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 そのとおりでございます。

○山田庫司郎委員 そうしたら、一般競争入札で何社だったのですか。

○小松広典新庁舎開設準備室次長 先ほど申し上げましたとおり、市内に本支店、営業所というところの条件でございますと、もともと指名願を出している事業所につきましては、市内本店のある事業所については15件ありまして、市内に支店営業所を構えている事業所の登録は10件ございます。そこを対象とした一般競争入札ということで実施しております。応札につきましては、それぞれ全て3社の入札がございました。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第27号から議案31号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をいたします。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1 時 11 分休憩

午後 1 時 12 分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

次に、新規の陳情 1 件、要請 2 件について審査をいたします。

令和 4 年 9 月 8 日に開催された代表者会議、その後の議会運営委員会において、議会先例、事例申し合わせ事項 106 として次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は原則として付託された定例会の委員会において会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査とされた請願、陳情は、原則として次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後 1 年以内のいずれかの定例会において審査が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件は、審議未了として取り扱うものとする。

提出後 1 年以内に開催されるいずれかの定例会で 2 回審議を行い、結審がつかないものは、審議未了、廃案となります。

要請についても、2 回の定例会が経過しても、結審に至らない場合は、審議未了、廃案となります。

それでは、陳情第 4 号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、審査をいたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 この内容について、多分、私どものことを言っているのかなというふうに推察するわけですが、ここには 2 つの問題があります。

1 つには個人の思想、信条と内心の自由と、それから政党の政治活動の自由ということがあります。ここで何かパワハラがあるとか、セクハラがあるとかというような書き方もしているわけですが、いずれにしても、市がそういった職員に対して調査をするということは、内心の自由から言えば、それはしてはならないというふうに思います。それから、政党の政治活動では、私ども議員がそうですけれども、それについても、基本的には自由があるんだと。ただ、そこはしっかりと相手方との信頼関係、それから業務中はそれを避けるというようなことは当然だというふうに思いますので、私どもは今現在

そういうことを心掛けてやっているというふうに考えていますのでこの陳情については、採択すべきでない、不採択というふうに考えております。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございますか。

ただいま、不採択という御発言がございましたが。

○澤谷淳子委員 こちら、全国的にも京都とかでもいろいろとあったのですけれども、松浦さんに言っているわけではないので誤解のなきように。一応、これは実態調査を求める陳情ですので、実際に職員の方が困っていたという事例もあったというふうに、網走ではないですよ、あったというふうに聞いておりますので、実態を調べてみるに当たっては、良いのではないかなと思いますので、採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ただいま、採択、不採択ということでございますけれども、ほかに発言のある方。

○石垣直樹委員 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情でございますが、この陳情にも書かれておりますとおり、庁舎内での政党機関紙の勧誘、配達、集金が無許可で行われていることが問題になっていると。先ほど、澤谷委員もおっしゃっていましたが、全国各地の自治体で調査が進んでいる部分もございます。また、メディア等でも取り上げられており、代表的なところでいくと産経新聞の平成 30 年 6 月 20 日の記事が有名なところでございます。これに関しては、議員が行っている場合と公務員が行っている場合もございます。これは公務員の政治的な中立性、また、これらの勧誘に伴う心理的圧力を感じたという、自治体のアンケートが多く出ております。そうして何よりも、網走市庁舎取締規則に違反していないかが争点になるかと思っております。この 6 条がしっかり守られていれば問題ないかと思っておりますが、これらの実態を解明することに関しては、採択というふうに感じております。

○井戸達也委員長 ただいま不採択、採択、そして採択とこのような御意見がありましたが、他の委員で発言がある方は挙手願います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この件につきましては、全会一致を見ておりませんので、継続という形を取りたいと思いますけれども、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出、要請について審査を行います。

委員の皆様のお見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 相当、いろいろと書かれております。全て読ませていただきましたけれども、基本的には間違っているとは言えない、憲法に即して書いているなど。要請事項についても、基本的には間違いではないというふうに思いますので、採択でいいかと思います。

○井戸達也委員長 ただいま、採択という御意見がございましたが、ほかの御意見。

○石垣直樹委員 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書でございますが、この本文には、5年間で43兆円の軍事費という大軍拡の道を進んでいます。日本は恐るべき死の商人国家へと墮落することになりますというふうに記載がございます。防衛費が増額されるということで自衛隊の皆様が本当に古い官舎で、せんべい布団で寝ているような実態が少しでも改善するという前向きな兆しが見えている中で、このような記載があることは信じられません。また、要請事項の1番ですが、憲法の改悪に反対を表明し、憲法を尊重することと記載されておりますが、憲法が施行されてから77年がたちます。一字一句一文字も変わっていないのは、日本国だけでございます。せめて9条に自衛隊という言葉に記載するべきだと、私は思っております。また、時代に合わせた憲法に変えていくことが本当に必要なことだと思っています。

そして3番目、自治体主催で特定の宗教による戦争犠牲者追悼集会を行わないことと記載されておりますが、網走市も戦没者追悼式を行っております。

また、7番目、公的機関、公的行事に日の丸、君が代の強制を行わないことというふうに書かれておりますが、日本人として日の丸を掲揚すること、そして、君が代を歌うことは当たり前のことでございます。

これに関しては、教育現場への押しつけを行わず、子供たちの願いに沿った式典を実現することと書かれておりますが、全くもって理解できません。

ということで、不採択でございます。

○井戸達也委員長 採択、不採択ということで御意見を頂いております。

ほかに御発言がある方は挙手願います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、全会一致を見ませんので、日本国憲法の尊重擁護に関する意見書提出要請については継続という形を取りたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○井戸達也委員長 次に、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出要請について審査を行います。

委員の皆様からの御発言をお願いいたします。

○松浦敏司委員 今、政府が食料・農業・農村基本法というのを変えるということでもありますけれども、この中にも書いていますように食料自給率38%から一応、目標は50%というふうに言っているのですが、一度もそれに近づいていない、一向に変わらないということ、そして、新たな基本法では食料自給率そのものが、言葉が消えるというようなことを今指摘されておまして、そういう意味でも、食料の自給率を向上させるという点で農業者の暮らしを守るという点でも、法的義務とするということを求める気持ちは十分わかりますので、採択でお願いします。

○井戸達也委員長 ただいま、採択という御発言がございましたが、他の委員から御発言がありましたらお願いいたします。

○澤谷淳子委員 この食料自給率なのですけども、政府のもちろんこの自給率が低いというのは認識しておまして、カロリーベース、生産ベースということで、いろいろと政府もこれからやっていく課題の一つではあるのですが、ここで何か、こういうことを法定義務とするというこの意見書ですか、これがちょっとよくわからないなど。素直にわからないなどということ、全然政府が政策を取っていないわけではなくて、日本の食文化も変わって、生産率の高かったお米の消費が減っているとか、肉や油を採ったりするので生産率が低いのだけれども、そういうものは逆に必要になったりとか、いろいろなことが関わっているので簡単に、どんどん農家を守るためにやれやれっていうことにも、もちろんやっ

ていくのですけれども、政府もきちんと目標を持ってカロリーベースでは政府の自給率45%、生産ベースでは75%を目標にしているというふうにうたっておりますので、何もしていないわけではないので、これは不採択をお願いします。

これは、出さなくていいという意味です。

○井戸達也委員長 わかりました。

採択と不採択という御意見がございます。

ほかに発言があれば。

○深津晴江委員 食料自給率、現に政府はやっていないわけではないというところは理解できるのですが、現状の国際情勢を見ましてもガザ地区での危機的な飢餓状態ということを考えますと、やはり日本でもしっかりと食料自給率の向上はさらに目指していくべきかと考えておりますので、採択をお願いいたします。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございますか。

○石垣直樹委員 皆さん御議論ございますが、食料自給率は上がったほうがいいというのが前提でございますけれども、澤谷委員もおっしゃったとおり、この意見書には、食料自給率の向上を政府の法的義務とするということを強く求めると書かれております。もし、この食料自給率の向上が法的義務としてしまうと達成できなかった場合には、違法となります。つまり、罰せられる恐れがあるということです。

現在、網走においても一次産業従事者が減少傾向にある中、1件当たりの規模拡大を図っている方もいらっしゃいますが、人手不足で実態はこれ以上、手が回らないという声もございます。そこを法的に縛るとなると一次産業従事者にとっては負担となかなかねない恐れがありますので認めることはできません。

不採択といたします。

○井戸達也委員長 ただいま、御発言いただいた中で採択、不採択というふうに分かれておりますが、この食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出要請については、継続という形を取らざるを得ないというふうに考えておりますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

以上をもちまして、議案そして請願、陳情の審査を終了いたします。

ただいまをもって、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時27分閉会
